

令和 3 年 2 月 19 日

太陽光発電設備設置に係る届出基準の変更について

(都市基盤部都市政策課)

1 概要

近年、普及が進んでいる太陽光発電設備は、その規模によっては、良好な景観の保全・形成において阻害要因として影響を与えることが懸念されている。

このため、平成 31 年 4 月から大規模な太陽光発電設備（メガソーラー）の設置について、特定届出対象行為として届出内容のチェックを行うこととした。

しかし、メガソーラーの届出は令和 2 年度においてもなく、より有効な基準とする必要が生じたため、設置に係る事業区域の面積が 1,000 m²以上の太陽光発電設備について届出対象とするよう見直すもの。

2 変更案（届出対象基準）

新	旧
太陽光発電設備を設置（増築・改築を含む）する事業区域の面積が 1,000 m ² 以上のもの（建築物に設置するものを除く。）	発電出力 1,000kw 以上のもの又は太陽電池モジュールの総面積が 6,000 m ² 以上のもの

3 事業区域の面積 1,000 m²以上を届出対象とする理由

- ・土地利用事業の申請対象となる事業規模を基準とすることで、土地利用事業申請時に併せて景観上のチェックも可能とできるため。
- ・隣接する近隣市（藤枝市、焼津市、掛川市、菊川市）は、事業区域の面積 1,000 m²以上を対象としているため、同レベルでの規制水準にすることが適当であるため。

4 太陽光発電設備設置に係る景観形成基準

- ・パネルや架台は、大規模建築物等の色彩基準に合わせ、周囲の景観との調和に配慮する。
- ・周辺の主要な道路や公園等の公共の場から見える場所や民家等に隣接した場所に設置する場合は、できる限り後退して配置するなどの工夫により、周辺景観や民家等への圧迫感の軽減、太陽光の反射などに配慮するとともに植栽などの緩衝帯を設け（農地は除く）直接見えないよう目隠しを行うなど、目立たないようにする。
- ・山頂や尾根線、丘陵地線、高台等での設置は避けること。やむを得ず設置する場合は、太陽光発電設備が突出しないようにする（土地の形状違和感を与えないこと）。